

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人天理大学
法 人 代 表 者	理事長 西浦 忠一
担 当 部 署	総合企画部 総合企画課
お 問 合 せ 先	0743-63-8421

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

- ①担当部署：遵守状況の点検、報告書の作成
- ②常任会議：遵守状況の点検内容の確認、審議、決定
- ③理事会：遵守状況報告書の内容確認・承認
- ④ステークホルダーへ公表
- ⑤私大連へ報告

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則 1－1、1－2の通り、自律性を確保している。

遵守原則 1－1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人の中期計画（2025～2029年度）は法人及び各施設において検討され、評議員会での諮問を経て理事会にて決定し学内に提示している。大学としては2023年4月の第3期認証評価において「大学基準に適合」と認定され、継続的に教育・研究の改善・向上を図っている。中期計画の成果については事業報告書をもって公表している。

遵守原則 1－2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事会・評議員会等を通じて多様なステークホルダーの意見を収集・反映する体制を確立しており、学生・保護者・教職員等からの意見も継続的に把握している。これらの取組みにより、円滑な業務執行と自律的な法人運営を確保している。 学校法人天理大学 寄付行為： https://gh.tenri-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/r070401kifkouei.pdf

基本原則「２．公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則２－１、２－２の通り、公共性を確保している。

遵守原則２－１

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	大学では建学の精神に基づいて、様々な文化、文明の特色を認識し、その違いを尊重しながら互いに補い合いたすけ合っていく道を理論と実践の両面から探求するとともに、天理スピリットとして「他者への献身」を強調し、広く地域、社会に貢献できる人材を育成している。

遵守原則２－２

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	大学では建学の精神につながる「宗教性」「国際性」「貢献性」を柱に掲げ、社会の発展に寄与する人材の育成を目指して教育研究活動や地域連携プログラム等、多様な事業を展開している。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則３－１、３－２、３－３の通り、信頼性・透明性を確保している。

遵守原則３－１

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	会計監査人より監事へ「監査実施概要及び監査結果報告書」の提出と、併せて財務部からの説明、内部監査室として監事への監査計画、監査結果の報告書提出と協議・意見交換する場を定期的を設定することにより、内部監査を適切に実施するサイクルを確立している。加えて、理事会・評議員会以外にも監事の求めに応じて資料の提供や説明を行う体制を整え、ステークホルダーに対しては学内グループウェアにより常時情報を閲覧できる環境を整えている。この取り組みにより遵守できていると判断する。

遵守原則 3－2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	大学では「学校法人天理大学寄附行為」、「理事会業務委任規程」及び「学校法人天理大学事務組織規程」等において分掌及び権限を明記し、それに基づいて適切に職務を遂行する体制を整備するとともに、「学校法人天理大学内部監査規程」、「学校法人天理大学内部通報規程」等による内部統制体制を確立している。

遵守原則 3－3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	大学では、教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に関する情報について積極的に公開している。

基本原則「４．継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則４－１、４－２の通り、継続性を確保している。

遵守原則４－１

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	「学校法人天理大学寄附行為」ほか諸規程に基づき、教学組織と法人組織の役職者の役割・権限・責任及び選解任に関する事項を明確化し、理事会及び評議員会等の機能の実質化を図っている。 また、様々な経営情報を適宜学内グループウェアで共有し、自律的な大学運営に努めている。

遵守原則４－２

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	大学では寄付金事業を推進する体制、補助金を含めた外部資金獲得のための体制を整備して、安定した財政基盤、運営基盤の強化を図っている。